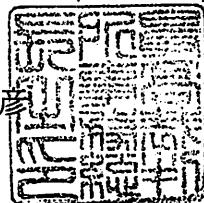


令和元年7月5日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

令和元年7月5日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、水戸地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、「平成31年9月21日に水戸地裁所長の就任記者会見が実施されていることから、本件対象文書は存在する。」（「平成31年」は「平成30年」の誤記と思料する。）と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

中村慎水戸地裁所長の就任記者会見関係文書（例えば、記者会見実施要領、記者クラブ加盟社宛の連絡文書、幹事社の代表質問）

(2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、令和元年5月29日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 司法行政文書のうち、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないものについては、通達上、司法行政文書の整理を行う必要がなく（平成24年12月6日付け最高裁秘書003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の1），当該文書については、短期保有文書として、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄する（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003547号秘書課長依命通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の1の(5)）ものとされている。

イ 仮に、本件対象文書を作成又は取得していたとしても、原判断庁においては、所長就任記者会見関係文書は、短期保有文書であって、就任記者会見の終了後は事務処理上必要がなくなることから廃棄されることになることであり、念のため、探索を行ったが、本件対象文書は発見されなかった。

ウ したがって、本件対象文書が存在しないことを理由に不開示とした原判断は相当であると考える。